

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和6年3月5日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	吉村	美紀
副委員長	関川	けさ子
理事	のぐち	けんたろう
理事	高山	かずひろ
理事	たかはま	なおき
理事	松丸	昌史
理事	浅田	保雄
理事	山本	一仁

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	教育長
大川 秀樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹越 淳	福祉部長兼福祉事務所長
鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長

横山 尚人 企画課長
猪岡 君彦 政策研究担当課長
進 憲司 財政課長
日比谷 光輝 広報課長
武藤 充輝 総務課長
木村 健 福祉政策課長
阿部 英幸 介護保険課長

7 事務局職員

事務局長 小野 光幸
主任 糸日谷 友
主任 宮川 美帆

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第73号 文京区介護保険条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第74号 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第75号 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第76号 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第77号 文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

(2) その他

午後 2時44分 開会

○吉村委員長 それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○吉村委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会運営について、付託議案審査5件、議案第74号と第75号、議案第76号と第77号は関連する項目であるため、それぞれ説明・質疑は一括で行うことといたします。なお、態度表明は議案ごとに行うことといたします。その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 各委員及び理事者の皆様には、本日は限られた時間でもございますので、質問・答弁などは簡潔明瞭に行って、本委員会が円滑に運営されるように御協力をお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、付託議案審査に入ります。

議案第73号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹越福祉部長。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第73号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案集(3)、データの5ページ及び議案審査資料第1号を御覧ください。

本議案は、高齢者介護保険事業計画に基づき、令和6年度から8年度までの介護保険料率等を改定するとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、2月22日の厚生委員会資料第2号において既に御報告しておりますので、条文の改正についてのみ御説明申し上げます。

第1号被保険者に対し、政令で定める基準を基に本区の保険料率等を改定するもので、資料第1号の項番2、新旧対照表のと通りの改正を行うものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、議案第73号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例の御質疑をお願いいたします。

御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 今回の改定内容の背景にあるのが、人手不足が何よりも第一に挙げられています。そこで、今回の改正の中で一番区として気をつけなきゃいけないことについて質問をいたします。

まず、いつも前置きが長いと注意をいただくので、要点のみ、お願いします。外国人職員の人員配置基準緩和が行われます。これについて、区として現状についての把握と、それから、区として今後、外国人が駄目というんじゃないんですよ、入れていく、導入していく上に当たって、どのような点を各法人等に指示、あるいは指導していくのかということ。

それから、今回の介護報酬の改定においては、ローカルルール、いわゆる地方というか各自治体がそれぞれ独自に自分たちで緩和できるところは緩和してもいいし、プラスするところはしてもいいよというような内容があると思いますが、区において何らかのことの御検討があるのかどうかということ。

それから、全部まとめてお伺いしますね。今回、全体が緩和されていく、人員配置における緩和がされていくわけですけれども、夜間の人員配置、これも緩和の対象になっています。これは、例えばセンサーを導入するとか、インカム等のICTを活用するとか等々ありますけれども、安全対策の確保という点について、どのような対応が行われるのかということですね。

○吉村委員長 浅田委員、今回の議案は、介護保険料の一部を改正する条例の質疑をお願いいたします。

○浅田委員 分かりました。失礼しました。

介護保険料の第1段階から第3段階までですか、マイナスになるのはね。マイナスというか、安くなるのは。それ以降の方については料率がアップされるわけですね。それについて、比率と人数を教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 保険料についての御質問に答えさせていただきます。今回、国のほうが第9段階から第13段階に多段階化されました。それを受けまして、区のほうでも第15段階から第20段階に多段階化をしているところでございます。国の通知におきまして、第1段階から第3段階については軽減ということで、高所得の方の第11段階以降、第20段階までの方については料率を上げることで、その増収分を低減分に充てるということで、区としてもそういった保険料率を設定をさせていただいてございます。ですので、第11段階以降の方については、一応、料率のほうが上昇するということになってございます。

人数を全部……。

（「割合だけ、分かったら」と言う人あり）

○阿部介護保険課長 第11段階が1.9からになりまして、最高第20段階で3.9という料率になります。

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

関川副委員長。

○関川副委員長 介護保険条例の保険料の改定ということで提案がありました。第7期、第8期と据え置いていただいたということで、今期は第9期目に入るということになりますけれども、平均のところでは月額で100円上がって、年間で第8期よりも1,100円上がるという、こういうことですが、第1段階、第2段階、第3段階のところの負担軽減を行っていただいたということと、上がりますけど、第5段階の平均のところは介護保険準備基金10億円を使って保険料の抑制をしていただいたということではよかったなというふうには思っているんですが、ただ、やはり、この間、地域福祉保健計画が改定されて、パブリックコメント、区民の皆さんからたくさん御意見が寄せられましたけれども、かつてなく介護保険料を引き上げないでほしいという方の意見が多かったように思っています。やっぱりそういう声をきちっと真摯に受け止めて介護保険料を設定していかなければならないというふうに思っています。

第8期のときは約6億5,000万円を取り崩して保険料が据置きになりましたけれども、今回は準備基金10億円を取り崩しても値上げとなった要因というのはどういうことにあるのかということと、それから、第1、第2、第3段階のところは軽減策がありましたけど、全体として介護保険料を引き上げないためには、あとどのくらいのお金を投入すれば値上げをしないで済むのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長　今回、第9期の介護給付費を見込むに当たりましては、高齢者人口の伸びですとか、被保険者数の伸びとか、あと、そういったサービスの需要、それから介護報酬の改定なども見込みまして、全体で3年間で508億円ということで見込んでございます。そうした中で、なるべく保険料の上昇を抑制するために基金のほうを10億円活用することで、今回、6,107円ということで設定をさせていただいたところでございます。こちらとしても、なるべく保険料については上昇させないようという努力をする中で、次期の3年間の安定的な制度運営のところを見越して、そういった安定的な財源確保という観点から、基金のほうも確保させていただきながら、3年間で安定的に運営していきたいという趣旨で、こちら10億円という金額を活用することとしたものでございます。

なお、6,020円とするためには、さらに1.7億円、トータルで11億7,000万円を活用する必要があるというふうに見込んでございます。

○吉村委員長　関川副委員長。

○関川副委員長　あと1.7億円があれば平均のところの介護保険料を引き上げないで済むという、こういうお答えがありましたけれども、ぜひその辺のところでは、今、介護保険準備基金、合計で23億円あります。年度末で計上されておりますけれども、そのうちの10億円を使って平均のところを抑制していただいたんですが、あと1.7億円をつぎ込むことによって全体の保険料を引き下げられるということですので、ぜひそこは検討していただきたいということ。

それから、2月の補正のところでも9,037万円が抑制、マイナス補正されているということで、このお金も使うことによって保険料据置きができるかなというふうに思いますので、その辺のところもきちっと検討していただきたいのと、今回、今後3年間で508億円の給付費がかかるということで、こういう保険料の設定になっておりますけれども、第8期のときも3年間で給付費は484億円ということで、第7期と比較して約1.1倍程度増加するとしておりましたけれども、それでも第8期のときは据置きということになりましたので、今回もできないはずはないというふうに思いますのと、それから、保険料の第1、第2、第3段階を軽減していくために、第11段階から上の方々のところに保険料を引き下げのための負担をしていただくということでもありますけれども、この第1、第2、第3段階を引き下げっていくためにどのくらいの財源が必要なのかというのを教えていただければと思います。

○吉村委員長　阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長　一応、今回、10億円とさせていただいたところは、先ほどもお答えさせ

ていただきましたとおり、今後3年間の安定的な制度運営を図っていくため、それから、こちらの見込みとしては、国のほうの調整交付金のほうが5%というところでございますが、現状では今年度では3.5%程度というところで、その部分は、不足分については保険料で賄わなければいけないというところがございます。仮にそれがさらに交付率が下がって、もし、1%下がった場合には、3年間の見込みでは約13億円程度は必要になるだろうというところもこちらとしては見込んでございます。そういう趣旨から、そういった御意見はございますが、10億円の中で十分、それを活用することで今回の保険料基準額を設定させていただいてございますので、そういう中で次期については対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、多段階化をすること、今回の改正によりまして、今回の料率の変更に伴いまして、約1.5億円分をトータルでは増収を見込んで、その一方で、第1から第3段階の方の低減の部分ではマイナス1.5億円ということで、プラス・マイナスゼロの積算で見込んでいるところでございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 マイナスの1.5億円ということで、第11段階から以降の方々にこれだけの負担がいくということで、第1、第2、第3段階の軽減策について軽減するのはいいんですが、その財源の持ってきた方というのは、やはりこれだけの基金があるわけですから、公費で軽減策をやっていくということが基本になるというふうに思いますので、その辺は意見として指摘をしておきたい。

それから、先ほど国庫負担金ということで調整交付金ですね、本来だったら、国は介護保険が2000年から始まりましたけど、その前の措置のときは国庫負担というのは50%だったんです。そして介護保険が始まったときに25%に減らされて、国と東京都と区で12.5%ずつを負担をするということになっていましたけれども、令和5年度までの介護計画のところを見ますと、居宅給付費が国が25%ということになってはいますが、先ほど来、その5%の調整交付金が完全に来ていないという、3%しか来ていないというようなところでも、やはりこれは前から問題になっていました。そういう意味では、国がその調整の5%分もきちっと国庫として各自治体に出さなければいけないのを、そうやって完全に出していない。それから施設給付費については国は20%しか負担をしていない。その代わりに、第1号被保険者の負担割合が第7期から22%だったものが23%に増やされているという、こういうことで、高齢者の方々に負担がますますいっている、保険料がそうやって引き上げられていく。その代わ

りにサービスが削られて、要支援1、2のところについてはもう介護保険から外されて、今、国のほうでは要介護1、2も介護保険から外していこうというような動きがありますので、やはりこういうところでは、地域福祉保健計画で多くの高齢者の皆さんが引上げをしないでほしいというふうに御意見としてたくさん寄せているお気持ち、本当によく分かります。コロナの後、物価高で、そして年金も減らされている中で、本当に高齢者の皆さん、大変な思いをしている中で、せめて介護保険料を引き下げていく。あるいは、百歩譲って据え置いていくということが本当に今、大事だというふうに思っています。

第1号被保険者の保険料は、もう既に2000年から始まって第1期のときは2,983円でした平均のところは、もう既に第7期のときには6,020円と2倍以上になっているという、こういう状況ですので、ぜひこの介護保険料については引上げをするのではなく、引下げをしていくということが大事だというふうに思いますので、その辺はお願いをしておきたいというふうに思います。

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○のぐち委員 議案第73号、文京区介護保険条例の一部を改正する条例でございますけれども、今、御説明いただきましたように、国の省令が変わったということで、国が多段階にさらに細くなったということでは、文京区も15段階から20段階に変更ということで、第3段階までは負担減、それ以上は負担増となるわけですが、本当に多くの区民の皆様が広くなるべく公平にという形で保険料を徴収するというところでございますので、自民党は賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党もまず賛成をいたします。65歳になると介護保険証というのがたしか来ることになるんですが、私も昨年来まして、非常にしみじみと、やっぱり介護保険料がかかっていくという中で、一方では、介護人材が今後ますます少なくなっていくということで、特に団塊の世代が75歳になる2025年には、32万人のいわゆる介護職員が不足するというふうに言われているんですけれども、そういった中で、一定程度、社会保障という中で全員が負担をしていく、これはもうやむを得ない、どうしても避けて通れない一つの課題でもあり同時に、一方では、今回、介護報酬の改定もあるんですけれども、やはり介護従事者の人たちのそういった待遇改善、特に今回、人手不足ということで、ICTの活用による負担軽減とか、処遇改善というのをしっかりやっていくというふうに一方では国も取り組むと同時に、

介護にかからない人たち、いわゆる元気高齢者、こういう人たちも一定程度の恩恵を被っていくような、こういった仕組みもしっかりつくっていかねばいけないのかなというふうに思います。そういったことも全て含めて、今回のこの議案に関しまして、公明党としては賛成をいたします。

○吉村委員長 ありがとうございます。

それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 永久の会、議案第73号、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 議案第73号は賛成いたします。なお、これはこれ以降の議論になると思いますけれども、本当にこの制度そのものをより使いやすく、そして内容を充実したものにしていくために、ぜひ御努力をお願いします。

以上です。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 維新文京、議案第73号、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 介護保険施行令の一部改定に伴って、本区において15から20段階に改定というところで、議案第73号、文京子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 先ほども述べましたけれども、やはり高齢者の皆さんに負担を強いてはいけないということで、多くの皆さんが保険料を引き下げてほしいと御要望しておりますので、日本共産党はこの議案第73号は反対をいたします。

○吉村委員長 それでは、議案第73号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第74号、文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例。議案第75号、文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹越福祉部長。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第74号及び第75号の議案につきまして、一括

して提案理由の御説明を申し上げます。議案集(3)のデータの9ページからが第74号、23ページからが第75号及び議案審査資料第2号及び第3号を御覧ください。

本議案は、指定地域密着型サービス等の事業の人員等に関する基準及び関係法令の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

1点目としては、高齢者施設等と医療機関の連携強化のため、施設系サービス等に関係協力機関との連携体制の構築や新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携についての規定を新たに追加するものでございます。

2点目としては、介護サービスの効果的な提供を推進するため、管理者の兼務範囲の明確化や書面掲示規制の見直し等を規定するものでございます。

その他、規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日、その他の規定の整備の一部につきましては、公布の日でございませう。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、議案第74号、文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第75号、文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の御質疑を一括してお願いいたします。

御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

松丸委員。

○松丸委員 私、2点ちょっとお聞きしたいんですけども、一つは管理者がいわゆる兼務が可能になると。今までより今度はさらに兼務が可能になっていくということで、例えばこれ、先日ちょっとケアマネジャーの方ともいろいろな相談、いろいろな御意見等々を聞いた中では、いわゆる兼務が可能になっていくのはいいことなんだけど、例えば事業所が、何というんですか、区をまたいで行った場合とか、そういった場合でのあれというのはどういうふうに、一つは兼務が拡大されていくのかどうかね。区をまたいでのことというのが一つ。

もう一つは、先ほどの話もありましたけれども、今回、国のいろいろな介護報酬の改定の中で、ICTの活用とかという部分というのが、今後、非常に力を入れていくということなんだけど、とはいえなかなか、全部が全部の人がICTの活用をきちっとできるわけでもな

いと。日頃のいろいろな業務等々も忙しくて。そういった人たちの後押しというか、そういうものが、今後、どんな形で支援が行われていくのかどうか。

この2点をちょっとお聞きしたい。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 1点目の管理者の兼務のところでございますけれども、これまでは業務に支障がない限り同一敷地内の建物の事業所を兼務というところで規定がされてございましたが、今回の改正に伴いまして、同一敷地内というところが削除されたというところで、区内でもそうですし、ほかの他区にわたる事業所において兼務する場合においても、業務に支障がない範囲でというところで、そこを遵守していただければ兼務のほうは可能であるというふうに考えております。

2点目のICTの導入のところでございますが、現在、事業所におけるそういった生産性の向上の観点から、都のほうでもそういったシステムの導入経費等の補助制度が設けられているところがございます。そういった部分を区としても周知をしながら、各事業所における導入については支援をしてみたいというふうに考えてございますが、今後とも、生産性の向上の観点からは、そういった取組はこちらとしても必要であるというふうには認識してございます。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういう意味では、同一敷地内から、別にそこは他区のところでもいいというふうに範囲が広がったという、そういう解釈だと思うんですけど、これは非常にある意味では事業者としてみれば非常によくなるわけですよ。やりやすくなっていくという。

同時に、もう一つは、今度、ケアマネジャー1人当たりの受ける数も、この後にも出てきますが、増えるわけですよ。そうした中で、このICTの活用というのは、これはもう必須条件の中で生産性を上げていかなきゃいけないわけだから、そこはやっぱりしっかりと区としても後押しをしていていただきたいかなというふうに思いますので、よろしく願いします。

以上です。

○吉村委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 さっきは失礼しました。端的に。

今、私もすごく危惧しているのは、責任者の方が同一敷地内から他の事業所でも可能だと

ということがありますけれども、安全対策はどうなるのかということですよね。通常、法人さんは、特に夜間なんかにおいて、例えばですよ、火事が起きたとか、あるいは大きな地震が起きたとかというようなことというのはあり得ると思うんですよね。そういうときの、いざというときの体制、指揮命令系統、連絡体制等々含めて、やっぱりきちとなされないと駄目だと思うんですよね。そういうことは今回のこの緩和といいますか、この中で区としてはどのように指導・監督していくのかということ。これが一点。

それから、今、松丸委員もおっしゃったように、ケアマネジャーさんが、今度、1人当たりの担当する取扱い件数が33件から44件まで……。

それは後ですか。

○吉村委員長 すみません。

○浅田委員 何か言われちゃったから。

それと、いっぱいあって、全体を貫く、この後も出てくるんですけども、基本的には人手不足ということが今回の改定の背景にあるかと思うんですよね。その中で、やっぱり外国人の方とどう一緒に働いていけるのかという体制をどうつくっていくのか、これは、今後、問われてくる課題だと思いますので、この点について。

この2点についてお願いをいたします。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 管理者の兼務の、今回、サービスの質を確保しながら業務の効率化という観点で、そういった部分で緩和措置がされる形になるんですけども、その中でも各事業所においては、従事する介護職員に対しまして、安全管理措置などの徹底を常に、そこは事業所内のほうで遵守するように、そこは周知徹底が図られているところでございますので、兼務でそこは目が行き届かない部分はあるにせよ、そういうところがきちと徹底がされるように、そこはこちらとしても事業者指導、運営指導とか集団指導の場でもそういったところを周知しながら、そういったところについては徹底していただくように周知をしているところでございます。

それから、外国人人材の確保につきましては、やはり国のほうでも介護人材の不足を補う観点から重要な担い手ということで認識をしているところで、制度改正等もされるというふうに伺ってございます。そういった中で、各事業所においても、そういった人材を活用しながら人材不足に対応しているというところでは、各事業者の努力でそこは進められているというふうに認識してございますし、今後についても、そういった人材を活用しながら、適切

な介護サービスを進めていただけるよう取り組んでいただければというふうにこちらとしては、考えているところです。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 国の議論をちらっと見させていただくと、もっとIT化しろとか、見守りセンサーを導入しろとか、夜間職員全員がインカム等のICTを活用しろとかというようなことまで議論としてはされていると思うんですね。それが実際にどれだけ利用できるかというのはなかなか難しい面はあろうかと思えますけれども、ぜひ、そういうことを取り入れたいという事業者さんがあれば、また、ぜひ相談に乗っていただきたいなというふうに思います。それはもう全て安全体制の確立のためですから、ぜひ御検討をお願いします。

それから、外国人についてですけれども、国のほうも随分いろいろな制度を改正しながら働きやすいようなことを検討されているようですけれども、これについても区としてやっぱり基本的には人権をきちっと守るということ、それから、生活を保障していくということ、それをぜひ文京区内で働きたいという、そういう働きやすい環境をつくる上での相談体制を区としてぜひ乗ってあげていただきたいということ、これはお願いで結構です。

○吉村委員長 分かりました。

それでは、山本委員。

○山本委員 今、松丸委員の質疑の中で気になったものですから、管理者の兼務ができるというところで、他区に渡っても大丈夫かなという質問だったと思うんですけれども、支障のない範囲でという答弁だったので、その辺がちょっと微妙な答弁だと思ひまして、実際、他区とか他自治体とか、日本全国他府県に渡ってもということ、それは制度改正によってあるんだろうと。実態としてはそういうのがないという意味で、支障のない範囲でというお答えだったのか。それは明確に何か他区でもいいんだというものがあれば、それでもう一回教えていただければなと思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 実際、各事業所において、基本としては各事業所にそれぞれ管理者を設置することにはなっておりますが、様々な事業者の事情、管理者の方が辞めてしまうという事情で、どうしても次の後任の方がすぐ配置できないですとか、そういうようないろいろな事情を勘案して、同一敷地内というところで制限をしてしまうと、事業所の運営に支障を来すという、そういう実情を国のほうでも把握をしながら、今回のそういった緩和措置というのがとられたというふうに思っております。当然、管理者が常時いない事業所も

出てくるわけですので、その部分については、副管理者等の役割とか、そういったところも現場の管理をきちっと徹底していただく中で、常時連絡できる体制をとって、その安全管理という部分では適切にやっていただけるものという、その中で兼務というところが認められているという認識で事業者も進めていかれるものと思ってございますので、その取組は、こちらとしても推移を見守っていきたいというふうに考えてございます。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 そこまで具体的な事例とか中身をということじゃなかったんですけども、条例の中に見ればあるんだろうと思いますけど、できるのか、できないかというところだけでよかったんですけど、適用範囲が広がるということは理解しているので、よろしいかと思っております。

○吉村委員長 続きまして、関川副委員長。

○関川副委員長 この議案第74号から第77号まで全部に共通する問題として、身体的な拘束の問題がありますけれども、今回、身体的拘束について、利用者や他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った場合以外に行ってはならないことを明示し、身体的拘束を行った場合、記録することを義務付けるという、こういうことが条例の中に出てまいりましたけれども、このような明記、明示をすることになった背景というのはどうということなのかということ。

それから、これらの要件を満たすために、この条例集の31ページにありますけれども、身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会を3か月に1回開催するというふうになっているのと、指針をつくるというふうになっていますけれども、現場の方にお聞きしたんですが、現実的には3か月に1回、委員会を開催するというのは、小規模なところではなかなか難しいのではないかなという御意見をいただいたんですが、その辺については、今後のこと、これは明記されたことで、虐待を防ぐということで明記されたんだというふうに思いますけれども、その辺のところではどのようにお考えでしょうか。

それから、まとめて聞いちゃいます。今、お二人の方から出されましたけれども、管理者の兼務ということで、今までは敷地内だけ認められていたのが、同じ法人だったら他区でも兼務していいという、そういう内容が、今回、条例案として出てきているというふうに思うんですけども、そういった場合、先ほどいろいろ常時連絡をとる、あるいは業務に支障のない範囲でということでお答えがあったんですが、この間、もう既に兼務ということで敷地内の近場のところは兼務していいよということが、現実、動いているというふうに思います

が、この間、介護保険課に事業指導係や、また、ふだんから事業所の連絡会等でこのことについてチェック、チェックという言い方はあまりよくないですけど、困難なことがないかどうかというお話しなんかされているというふうに思いますが、この間、3年前にこのことが条例として出てきたんだというふうに思いますが、その辺で、3年たって何か支障はなかったのか。それと、介護保険課がそのような御指導をしてどうだったのかというのについてちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 まずは、身体拘束の、導入された経緯というところでは、もともと施設系の事業所については導入がされていたところでございますが、今回はそれ以外の短期入所とか多機能系とか、そういったところにも規定を設けることで、そういった適正化を図るという趣旨で導入されることになるものでございます。小規模な事業所におけるそういった委員会の設置のところでございますけれども、単独でこの委員会については設置を必ずしもというところがございますので、既に設置をされている事故防止委員会とか、そういったところと機能を併せ持つことで実施することも可能というふうに認識してございますので、そういう中で適切な委員会運営をする中で、そういう対策を各事業所において構築していただくというところで、こちらを進めていただければというふうに考えております。

あと、管理者の兼務のところ、各事業所を運営指導する中で、そういった指導をする中で兼務の適切な対応については、こちらはその機会を捉えて指導させていただいているところがございますので、その中で事業所においてそういった趣旨を踏まえた運営をしていただいているというふうに考えてございます。

○関川副委員長 身体拘束の指針についても定めがありますか。

○阿部介護保険課長 すみません、指針の整備については、今回の取組でこちらも短期入所とか多機能系とか、そういったところではそういう整備の義務付けがされることとなりますので、そういう中で、その指針については各事業者において自主的に定めていただくような形にはなるかと思っておりますので、その点については、場合によっては国のほうなり、そういったところからそういった通知等もまた出るというふうに認識してございます。適宜、そういった情報については情報提供させていただきながら、そういった整備の支援につながればというふうに考えてございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 今の虐待については、文京区においても高齢者の虐待というのが年間で300

件にもなっているということで、高齢者の虐待等々のことが問題になっている中でこういう問題が出てきたんだというふうに思います。さっき、委員会についても柔軟な対応、それから指針についても各事業所でということでありましたけど、ぜひその辺のところでは、介護保険課として援助していただいて、このことが厳格に守られるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、兼務については、やはり人材不足の中で出てきた問題というのは、もう火を見るよりも明らかだというふうに思います。この兼務というのは本当は真の解決策にはならないというふうに思います。この背景にあるのが、介護現場の処遇の低さを原因とする人手不足だということで、本来、国が介護事業への国庫支出割合を大幅に増やして国民の保険料や利用料に影響を及ぼさない仕組みの下で処遇改善と介護人材育成を進めるべきであって、そのことはぜひ国に要望していただきたいと思いますというふうをお願いをしておきたいと思えます。

今、管理者のところにとどまっていますが、これが介護現場の働いている人たちのところにも兼務が可能だよというふうなことになってしまいますと、介護の質が落ちますし、それから、受けている介護者にとってはよくない方向に行くことになってしまいますので、ぜひこのところは、今回、兼務が管理者については可能ということになりましたけれども、介護保険課も常に関わっていただいて区内にある200事業所全部ではないでしょうけれども、ぜひ、ふだんからの事業所連絡会等でやってみてどうなのかということの援助とかお話しをきちっとしていただくということが大事だというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思えます。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 指針のところについてでございます。こちらについては、区の運営指導、それから集団指導の中におきましても、そういったつくり方といいますか、そういったところは指導させていただいてございますので、そこは個別の対応というところで対応させていただいているところでございます。

○吉村委員長 それでは、議案第74号について、各会派の態度表明をお願いいたします。

文京子育てさん。

○たかはま委員 国の基準改正に伴って介護現場の環境等を改善するために条例を整備するということが異論ありません。議案第74号、文京子育て、ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん。

○高山（か）委員 介護保険サービスの効果的な推進を求める改正ということですので、維新文京も賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 議案第74号、賛成をいたします。ぜひ、やっぱり働きやすい職場をつくっていただくということに、一緒になって私は協力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉村委員長 それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 永久の会、議案第74号、賛成します。

○吉村委員長 公明党さん、お願いします。

○松丸委員 この地域密着型サービス事業の人員、設備ですか、設備及び運営の基準を変えるということで、より効果的になっていくようお願いをいたしまして、賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第74号、文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、国の改正ということで、事業者が事業をしやすいうということとともに、先ほど副委員長が質問されていましたが、身体的拘束については、やはりある一定の配慮が得られるということでもありますので、本当に双方が利用しやすい環境づくりに努めていただきたいと思いますと思い、自由民主党は賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いします。

○関川副委員長 日本共産党、先ほど述べました理由で、議案第74号、賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第75号について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○のぐち委員 議案第75号、文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、先ほどの議案第74号と同じ理由で賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 公明党も、先ほどの議案第74号と同じ意見を付して、議案第75号、賛成をいたし

ます。

○吉村委員長 それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 永久の会、議案第75号、賛成いたします。

○吉村委員長 AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 議案第75号、ぜひ安全対策、これにも十分留意していただいて、お願いをいたします。

以上です。

○吉村委員長 賛成ですね。

それでは、維新文京さん、お願いします。

○高山（か）委員 維新文京、先ほどの議案第74号と同意見において賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、文京子育てさんお願いします。

○たかはま委員 賛成です。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いいたします。

○関川副委員長 議案第75号、日本共産党も、先ほどの理由と同様で賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、議案第75号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号、文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第77号、文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の御説明をお願いいたします。

竹越福祉部長。

○竹越福祉部長 ただいま議題となりました議案第76号及び第77号の議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。議案集(3)データの31ページからが議案第76号、37ページからが議案第77号、並びに議案審査資料第4号及び第5号を御覧ください。

本議案は、指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準及び関係法令の一部改正に伴い所要の規定整備を行うものでございます。

主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

1点目として、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置等についての規定を追加するものでございます。

2点目としては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱い件数の見直しを規定するものでございます。

3点目としては、両条例において、モニタリングにおけるテレビ電話装置等の活用について規定を追加するものでございます。

その他、規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日、その他の規定の整備の一部につきましては、公布の日でございませう。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、議案第76号及び議案第77号の御質疑を一括してお願いいたします。

御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

高山（か）委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。皆さん、多分、浅田委員もお聞きになりたいことだと思うので、端的にかいつまんで御質問したいんですが、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数の見直しということで、35件から44件ですか、ここに書いてある、ということで、恐らくこれは、先ほど来、副委員長もおっしゃっているとおり、人員不足というか人材不足の中からこういう形で広げていかれるんと思うんですが、サービスを受けられる方はそうやって広がるのでよろしいかと思うんですが、実際にその現場で介護従事をされている方の負担が増していくということがこれで見受けられるんですが、実際、その現場の方からの声でこういう形にされていると思うんですが、この数字をこうやって広げていったという経緯というのを、まず一旦、お聞かせください。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 今回、取扱い件数の見直しを行った経緯としましては、やはり質の確保を担保しつつ、いかに効率的な支援を進めていくかという中で、人材の有効活用という観点で今回はその対象件数が見直しをされたというふうに認識をしております。ですので、その一環として、その業務の効率化としては、先ほど提案説明で御説明させていただきましたテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施、そういったところで介護支援専門員の負担軽減を図りながら、より多くのニーズに応えられる支援が進めていかれるものというふうに、今回の改正により、そういったところが改善されていくものというふうに認識しております。

○吉村委員長 高山（か）委員。

○高山（か）委員 確かに、そういう形、負担軽減というのはあるんですが、不安になるのはやっぱり利用者の方は、今、おっしゃった質という部分が担保できるのかというところだと思うんですが、だからこそ改正されるんだと思うんですが、そうは言っても、不安なところはやっぱり尽きませんので、しっかり現場の方の声を、特にサービスを受けている方、利用者の方と、これを改正することによってお声をしっかりと聞き取りをしながら、途中で何か不具合があった場合とかは都度変えていく、見直していくというのが必要だと思いますので、そのあたりはいかがでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 今回、モニタリングのそういった見直しの中で、他のサービス事業者との連携により、モニタリングだけでは入手できないような情報についても把握に努めるというようなことも条件で加わってございますので、そういう中でテレビ電話装置だけでは把握できない情報についても、そういう関係者との連携の下、把握してやっていくことで、そういった直接訪問するのに代わり得る対応がとれるものというふうに考えてございますので、今後もこの取組を進めることで、取扱い件数も増やすことで、より利用者のニーズに応えられる支援が進められていくものというふうに考えてございます。

○吉村委員長 続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。今の高山（か）委員の質疑の中で、件数が増えたことに対してはテレビ電話で対応という話がありましたけれども、テレビ電話装置、ページで言うと6ページのところですよね。利用者に面接できるとありますけれども、どのような方法が導入されて、どのように現場の対応が変わっていくと想定されるのか教えていただきたいと思います。今の質疑を踏まえたと、やはり全事業者でうまく導入できるかというところが重要なかなと思いますけれども、そのあたりの見込みもお伺いしたいと思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 テレビ電話装置による導入に当たっては、条件としては、まず利用者の同意を得ていただくこと、それから、サービス担当者会議等において、その関係者の合意を得ている中で、利用者の状態が安定していることですか、電話措置を使って意思疎通ができること、そういったところをまずは把握をし、そういうのが条件になっておりますし、また、モニタリングでは収集できない情報については、他のサービス事業者との連携により情報を収集する、そういったところを踏まえた形での導入というふうになってございますので、このような条件を満たして実施をしていただければ、直接訪問に代わり得るモニタリングが

可能になるというふうにはこちらとしては考えているところでございます。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。御答弁いただいたとおり、やはり介護に従事している方々の負担軽減という意味では非常に重要なのかなというふうに思いますけれども、やはり介護予防支援の対象者、それから居宅介護の対象の方と考えると、スマホだとかタブレットのオンライン会議システムを操作していただくというのは非常に負担が大きいのではないかなと考えますけれども、これは事業者のほうで工夫して導入していただくというものなんでしょうか。それとも、区として何かサポートできることがあれば、お考えを伺いたいと思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 一義的には、こういった機器の導入等につきましては、各事業所においてそういった取組を行っていただく必要があるかというふうに考えてございますので、なかなかそういった個別の支援というのはできていないところではございますが、そういった事業者の声も伺いながら、必要な支援については研究してまいりたいというふうに考えております。

○吉村委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。2022年の8月、東京新聞の記事で、高齢者スマホ利用促進で連携ということで、文京区が大手の通信業者3社と協定を結んだということで、私も記憶が新しいですけれども、この3社と同時に結ぶのは23区で初のことだということで、比較的大きな取り上げられ方をされておりました。この中で期待される効果として、高齢者のオンラインでの相談サービスといったようなスマホを使う局面が増えているというところがございます。まさに今回、条例によって進むところが、こういったところで期待されるころなのかなというふうに思いますので、区のほうとしてもぜひ力を尽くしていただきたいなと思いますし、既にやっつけてくださっていますよね。例えば、これシルバー人材センターさんですけれども、高齢者向けスマートフォン相談窓口ですとかスマートフォン出張講習会、これは4名以上集まった場合に講師が出向くということでやっつけてくださっているのをちょっと進めれば、例えば外出が難しい方の御自宅に伺ってスマホの習得を目指して教えますよということをちょっと工夫すればできるかと思います。ぜひそういったところを御検討いただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 そういったニーズについては高齢福祉課のほうで事業を進めてございますが、そういうニーズの把握に努めながら、支援については研究してまいりたいというふうに考えております。

○吉村委員長 続きますして、浅田委員。

○浅田委員 今回の改定の議論の中に、このケアマネジャーさんの数字、35件から44件まで大丈夫にしましょうという話があるんですけども、事業主、経営をされている方にお話を伺うと、これはいいことだと、ぜひというふうにおっしゃる。ところが、実際に仕事をされているケアマネジャーさんにお話を伺うと、冗談じゃないわよという声も聞かれるんです。ケアマネジャーさんがなぜそういうことをおっしゃるかという、こんなことをおっしゃる。これまで自分の目で相手の方と話をしたり、あるいはしぐさを見たり、日常生活を見たりして、あと家族の方にもお話を伺ったりしながら、その方に一番適した介護の施設であるとか、サービスの内容を自分としては丁寧に、本当に大切にやってきたと。ところが、今回のこの改定は、あまりにも無理があるんじゃないかと。それで、ICT化というのももちろん分かるんです、分かるんですけど、本当にそういう心と心が通うような介護をしてきたというふうにおっしゃるようなケアマネジャーさんがいらっしゃるのもたしかなんです。

ですから、そういう事例というか現状も踏まえて、今回、こういう新しい制度に変わっていくわけですけども、こういうことに対してぜひ区として支援、だから、もっと言えば使い方ですね。使い方を本当に当該の対象の方の体の状況とか心の状況を含めて対応できるように、その努力は私はぜひしていただきたいというふうに思います。それでお願いします。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 今回、テレビ電話装置のモニタリングが導入された背景としましては、これまでのコロナ禍の中でなかなか訪問ができないというような状況もあったというところも踏まえて、直接訪問しなくても、そういったテレビ電話装置を使えば、直接訪問に代替し得る手段として導入が今回から認められることとなりますが、要介護の方については、2か月に1回は必ず従来どおり訪問していただきますし、要支援の方には6か月に1回、従来どおり訪問していただくというところは担保されてまいりますので、その中で、それ以外にも、それは月1回のモニタリングでございますし、あと、常時、何か支援を受ける中で困り事があった際には、そういったテレビ電話を活用して対話をする、連絡を取り合うということも今後可能になってまいりますので、そういったところもICT機器を導入することで支援のほうにつながっていくというふうに考えてございますので、そういう意味で、この機器の導

入というのは、各事業所において推進していけばいいなというふうには考えているところ
でございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いします。ちょっと年配のケアマネジャーさんにお話なんかを伺えば、
ケアプランデータ連携システムというようなことを言われても、なかなか難しいのよねとい
うふうにおっしゃる方はやっぱりいらっしゃいますので、ぜひ私はフォローできることも区
として私は考えていただきたいというふうに思います。

それから、すみません、もう一件、先ほど言えばよかった、関川副委員長がおっしゃった
件に関係しますが、身体拘束の禁止、それから記録に残せということなんですけれども、つ
いつい手が出てしまうとか、あるいは暴力的に入所者の方に当たる等々がなかなか後を絶た
ないという話があります。これも事業者さんにちょっとお話を伺えば、事業所としては、自
分のところとしては独自に指針なり、あるいは介護の理念の勉強会だとかということ、ほ
ぼどこの事業者さんもそれはやっている。ただ、これも全部じゃない、ほんの一例かもしれ
ませんが、今、高齢者の施設で働いている方というのは、なかなか人が集まらない。
それでも何とかということに来ていただく、つまり、すごく集まらないということは、流動
的な面も多いというんですよね。つまり、いろいろな事業所とか職場を動いている方もいら
っしゃるのも事実だということで、面接のときに履歴書を見たら「えっ」というぐらい、い
ろいろな職場を渡り歩いている方がみえる、そういう事例もありますというふうにおっしゃ
っている。そういうときに、自分たちの事業所、あるいは法人の介護の理念であるとか、目
標であるとか、それから指針であるとかというようなことを徹底する余裕というか時間がな
かったりしながら、その事業所を回している例というのはあるんだと。意外とそういうとき
に、ぽこっと身体拘束というのが起こったりとか、暴力的行為が起こったりしているとい
う事例はあるというふうにおっしゃるんです。

ですから、要は、区としてそういうところを、先ほどの個別対応であるとか、事業所で自
主的に対応していただくというようなお話もちらっとありましたけれども、ぜひ文京区とし
て、身体拘束であるとか、虐待であるとかということについては、本当に基本的な人権を守
るという介護の教育理念を区として徹底して、事業者さんと連携してやっていただきたいと
いうことを申し述べて、終わります。

○吉村委員長 続いて、山本委員。

○山本委員 ケアマネジャーさんの業務が非常に大変だということは私もお声を聞いておりま

して、そんな中でなんですけれども、この件数が今度増えると、1人当たり扱う件数が増えるということで、それはそれでいいんだと思いますけれども、恐らく、その実態に今までの状況がそぐわない部分があつてということの考えもあつて、そういった件数の緩和があるのかなと思つているんですけれども、今、その現状の中で、ケアマネジャーさんが扱うプランの作成件数ですとか業務量、そういったものが例えばこの数字がそれ以上扱っていたとすると、それは何かしらのペナルティーになってしまうのか。それとも、特にペナルティーはないけれども、事業者の考えや経営判断の中で各担当のケアマネジャーさんが件数を扱っているということに関しては特に問題ないという考えでいいのか。その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 現状、35件というところで、それを超えて取扱い件数として担当してしまふと減算の対象になってしまうというところもございました。そういう意味で、これ以上は受けられませんということでお断りされてしまつている例もあるのではないかとこのふうには推察されます。ですので、今回、こういう形で44件に拡大されることによって、従来、お断りされていた方についてもオーケーできるようなことも出てくると思つてますし、そういった効率化を図りながら、その対象件数を拡大することで、介護サービスを利用したいという方のニーズに答えていけるものというふうにご考えてございます。

○吉村委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。利用者にとってはいいだろうと、きっとそれまで断られていたやつが、今度、件数が増えることによって拡大するからいいだろうということですけど、私が、今、何で聞いたかという、今回、利用件数、扱える件数が増えて、いろいろな効率化も含めてトータル的に非常に負担を減らすんだということなんですけれども、本当にケアマネジャーさんたちの負担が減るのであればいいんですけれども、例えば、今回、そういった改正の後、また業務の内容が非常に多くなつてきたりですとか、また、慣れないそういったテレビ電話の対応ですとか、機械を扱うことですとか、そういったこともあると思うんですけれども、これは区のほうでということじゃないと思つます、事業者の判断ですけど、その現場を扱うケアマネジャーさんたちが、ちゃんと働くに応じた対価がきちんともらえるのか、確保できるのかというところが気になるものですから、その辺は事業者さんたちに対しても指導なりはあるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたい。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 先ほどの機器の導入の部分、確かに事業所によっては、なかなか技術的にサポートがないとできないというようなところもお声としてあるのかなというところは認識してございますが、そういったお声もこちらとしても把握に努めながら、必要な支援策については研究してまいりたいというふうに考えてございますので、そういう取組を進めながら、人材活用、それから効率的なサービス提供というところで推進されていければいいというふうにこちらとしては認識しているところでございます。

○吉村委員長 続きまして、最後に関川副委員長、お願いします。

○関川副委員長 一つは議案第76号のほうで、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置のところ、主任ケアマネジャーを置かなければならないということで、主任ケアマネジャーが置けない場合はケアマネージャーでも構わないという条文になっているかなというふうに思うんですけども、やむなくね、主任ケアマネジャーを置けない場合というのはどのような状況なのかということと、それから、万一、主任ケアマネジャーが置けなかったときは介護報酬が下がるのかどうかということと、それから、まとめて聞いちゃいますが、主任ケアマネジャーは、一定程度、研修を積んで主任ケアマネジャーになるわけですけども、小規模などところでは研修の時間をなかなか取ることが困難だというような問題があるというふうに思うんですが、この度、文京区が新年度の予算のところ、研修に行くための予算を計上したかなというふうに思うんですが、文京区として考えている予算的なものについては、何事業所ぐらいが研修に出られる範囲を考えているんでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 やむなく主任介護支援専門員が配置できない場合に、介護支援専門員でも対応していいというような規定がありますけれども、そうなった場合についても、特に減算対象とはならない状況でございます。

そういった状況としては、例えば東京都で実施する更新研修が受けられないとか、受入れの人数に制限があって、なかなか申し込んでも受入れ枠に当たらなかったというところで、やむなく次回を待たなければいけないというところで、それを受けるまではそういう資格を維持できないというところ、やむなくということもあるということも伺ってございますので、そういったいろいろな事情の中で、やむなくそういった例外規定が設けられている状況であるというふうには認識してございます。

件数については、今、手元にないので、ちょっと調べさせていただきます。

（「研修は何事業所ぐらいを考えていますか。」）

予算を計上していますよね」と言う人あり）

○吉村委員長 ちょっと分からない。

（「じゃ、後でいいです」と言う人あり）

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 ちょっと別の。先ほど来からケアマネジャーの介護計画の件数を33件から44件未満に上げるということが議案第77号のところに出てきておりますけれども、今度の変更の背景には、要支援1、2の方のケアプランについて、地域包括支援センターでやっていたものが各事業所もできるようになったということが、この件数が上がった背景だというふうに思うんですけども、やはりこれも現場の方々にちょっと聞いてみたんですが、今でもケアマネジャーの方は本当に大変な思いをしながら介護計画をつくっているということで、理想を言えば1か月に30件以内、30件でも多いくらいだということで、現実的に44件まで件数が増えると、とても対応できるような数ではないというふうにお聞きをしました。介護報酬はもともとそんなに高く上がっていませんが、ケアマネジャーのところの処遇改善ということでは、ケアマネジャーだけが処遇改善の対象になっていないという、こういう実態もあります。このようなことをどういうふうに受け止めていらっしゃるのかということ。

それから、この条例の中には入っていないと思いますけど、今まで介護計画を2件つくる場合は、報酬の関係で1件というふうにされていたものを、今度は3件介護計画をつくることによって1件の報酬が下りるというようなことも一緒に改定の中に入っているんだと介護現場の方はおっしゃっていましたが、これらの点について区としてどういうふうに受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 今回の取扱い件数拡大によって、要支援の方の取扱い件数については、人数掛ける3分の1を乗じた数を算入するというふうになってございます。今回の報酬改定に伴いまして、単位数については一定のプラス改定というところで、単位数も見直しを図られているというところでございますし、あと、東京都のほうの独自事業でそういった処遇改善策も図られているという中で、今回の報酬改定を受けて処遇改善が図られていくものというふうには考えてございます。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 東京都のほうで処遇改善が図られているというのはちょっと聞いたことがありませんけれども、いずれにしても一番大変な介護計画ができなければ、認定を受けても実

際に介護を受けることができない、やはりケアマネジャーの方というのは介護の中の中心の要になる方々だというふうに思いますので、この件数を上げていくということでは、やっぱり現場の実態をよく聞いていただいて、もう一回再考していただければならないかなというふうに思っています。やはりここも介護の人材不足ということが背景にあって、介護現場の処遇の低さを原因とする人手不足が背景にあるというふうに思いますので、このところをやっぱり改善していくために、もっと介護報酬を引き上げていただくことが本当に大事だというふうに思いますのと、区独自でもこのケアマネジャーの方々に対しての処遇改善が出ていないことに対して、区として補助をする等々のことがやっぱり大事だというふうに思いますので、ぜひお願いしておきたい。

それから、主任ケアマネジャーの研修につきましては、新年度予算で予算が計上されておりますが、望む事業所が全てこの研修をきちっと受けられるような体制をとっていかないと、このように1名以上主任ケアマネジャー、あるいは主任ケアマネジャーが駄目ならばケアマネジャーを配置しなければならないというふうに事業所が応えていくためには、本当に大変なことになってしまいますので、その辺のところでは区として援助をしていただくということがやっぱり大事だというふうに思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○吉村委員長 阿部介護保険課長。

○阿部介護保険課長 確かに、今回、来年度予算のほうでは、そういった更新研修の受講料補助というのを新規で計上させていただいているところでございます。トータルで240万円ほどの金額で計上させていただいておりますので、これは3年とか5年とかというサイクルで更新研修を受けなければならないというところの実情を踏まえた人数で計算したところで見込んでございますので、その中で更新研修をこちらは区が10分の10支援することで、そういった研修費用の負担軽減というところで、そういう居宅介護支援事業所の支援につながればということになってございますので……。

○関川副委員長 何事業所ぐらいを考えていますか。

○阿部介護保険課長 細かいデータを、今、持っていないんですが、すみません、そういう形で進めていければというふうに考えてございます。

○吉村委員長 それでは、議案第76号について、各会派の態度表明をお願いいたします。

文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 国の基準改正に伴って条例を整備するというところで異論ありませんが、質疑したテレビ電話の部分、区として利用者の装置活用につながる支援策を講じるよう求めてま

います。議案第76号、文京子育てネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん。

○高山（か）委員 議案第76号、日本維新の会、賛成いたします。

○吉村委員長 AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 国の議論を読ませていただくと、やっぱりICT化を進めようと。私もどこかでやらなきゃいけないことだとは思いますが。ただ、例えば介護の分野でケアマネジャーさんに話を伺ったら、例えばこんなことをおっしゃっていました。利用者情報の管理とか、アセスメント記録の作成とか管理とかね、具体的なサービス内容の記録とか、事業者内での情報共有とか、ケアプランの管理とか、介護報酬の請求等々をそれぞれのソフトでもって対応しなきゃいけないということは、非常に難しい面もあると。ですから、そのことをただそれぞれの事業者さんで決まったからやりなさいということじゃなくて、やっぱり私は区として何らかの形でその支援、人材育成について支援をぜひ検討を私はしていただきたい。どこかでやらなきゃいけないんです、これは。それは分かります。ですから、一緒に文京区の介護を支えていくというところで、ぜひ御検討をお願いしたいということを申し添えて、賛成をいたします。

○吉村委員長 賛成ですね。

それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 先ほどの議論の意見を付しまして、議案第76号、永久の会、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いします。

○松丸委員 先ほども私、言いましたけど、いわゆるICTの活用ということは国の大きな課題でありますし、その辺もしっかりとサポートした上でこの条例を推進していただきたいと思いますというふうに思いますので、公明党、議案第76号、賛成をいたします。

○吉村委員長 続きまして、自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 議案第76号、文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例で、各委員おっしゃっていましたけれども、やはり負担軽減のためということもありますし、また、モニタリングテレビ等で、新しくいわゆる支援の方と利用者の方とそれから事業者の方が双方にとってよい形になるようにということで活用していただければと思いますので、自由民主党は賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いいたします。

- 関川副委員長 先ほど述べました理由で、議案第76号、日本共産党、賛成をいたします。
- 吉村委員長 それでは、議案第76号の審査結果を御報告いたします。
- 賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。
- 続きまして、議案第77号について、各会派の態度表明をお願いいたします。
- 自由民主党さん、お願いします。
- のぐち委員 議案第77号、文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例でございます。要介護者の方につきましては、先ほど申し上げたモニタリングについては2か月間、要するに期間を切ってしっかりと見ていただく等の配慮がされているということで、賛成いたします。
- 吉村委員長 続きまして、公明党さん、お願いします。
- 松丸委員 公明党、議案第77号、賛成をいたします。
- 吉村委員長 永久の会さん、お願いいたします。
- 山本委員 永久の会、議案第77号、賛成いたします。
- 吉村委員長 AGORAさん、お願いいたします。
- 浅田委員 議案第77号、賛成をいたします。
- 吉村委員長 維新文京さん、お願いします。
- 高山（か）委員 日本維新の会、議案第77号、賛成いたします。
- 吉村委員長 文京子育てさん、お願いいたします。
- たかはま委員 先ほど述べたテレビ電話について、訪問サポートですね、ニーズを先読みした支援をお願いいたします。議案第77号、文京子育て・ネットは賛成であります。
- 吉村委員長 続きまして、日本共産党さん、お願いいたします。
- 関川副委員長 日本共産党は、この議案第77号については、やはり実態に合っていないということで、反対をいたします。
- 吉村委員長 それでは、議案第77号の審査結果を御報告いたします。
- 賛成6、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

-
- 吉村委員長 それでは、本会議での委員会報告についてです。
- 文案の作成については委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

- 吉村委員長 では、委員会記録についてです。

本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 それでは、以上で厚生委員会を閉会いたします。

午後 4時05分 閉会